

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	1-11
法令名	消防法	根拠条項	17の8-4-3		
許認可等	甲種消防設備士試験の受験資格の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>次のいずれか一つに該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者 2. 乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上の消防用設備等の整備(消防法施行令第36条の2で定めるものに限る)の経験を有する者 3. 上記に掲げる者に準ずる者として消防法施行規則第33条の8に定める者 <p>【消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和55年文部省令第21号)、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)及び専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)による単位を15単位以上修得した者 (3) 学校教育法による各種学校その他消防庁長官が定める学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を、講義については15時間、演習については30時間並びに実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した者 (4) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験に合格した者 (5) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士 (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 (7) 消防用設備等の工事の補助者として5年以上の実務経験を有する者 (8) (1)～(7)に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者 <p>(許認可等の基準)</p> <p>甲種消防設備士受験資格の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>甲種消防設備士試験の受験資格認定基準 (平成12年12月8日付県民環境部内規)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第17条の8第4項第1号及び規則第33条の8第1号に規定する機械、電気、工業化学又は建築に関する学科又は課程とは、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学、短期大学、高等専門学校、旧大学令による大学及び旧専門学校令による専門学校によっては、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目の単位を卒業までに15単位以上修得することが義務付けられているもの (2) 高等学校、中等教育学校及び旧中学校令による中等学校にあつては、機械、電気、工 					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

業化学、土木又は建築に関する授業科目の単位を卒業までに8単位以上修得することが義務付けられているもの

備考

ア. 学科又は課程の名称をかえて「部門」又は「専攻」の名称を用いるものは、学科又は課程とみなす。

イ. 単位については、大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校にあっては大学設置基準、短期大学にあっては短期大学設置基準、高等学校、中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校にあっては高等学校学習要領の規定によるものとする。

2. 規則第33条の13第1項第1号の規定による受験資格を証明する書類とは、次のとおりとする。

(1) 法第17条の8第4項第1号及び規則第33条の8第1号の資格者については、当該学校長の発行する卒業証明書

(2) 法第17条の8第4項第2号及び規則第33条の8第7号の資格者については、当該当該実務経験を行った事業所の事業主による証明書(複数の事業所にわたる場合には、各々の事業主による複数の証明書とする。)

(3) 規則第33条の8第2号の資格者については、当該学校長の発行する単位の修得に関する証明書

(4) 規則第33条の8第3号の資格者については、当該学校長の発行する履修証明書その他の履修科目及び履修時間を証明する書類

(5) 規則第33条の8第4号の資格者については、第2次試験の合格証明書又は技術士免状の写し

(6) 規則第33条の8第5号及び第6号の資格者については、電気工事士免状若しくは電気主任技術者免状の写し又はこれに相当する証明書

(7) 規則第33条の8第8号の資格者については、前記に準じた資格を証明する書類

(その他)